

様式第17号(1)(第13条関係)

- 1 源泉名 ひみ阿尾の浦温泉
- 2 泉質 ナトリウム-塩化物泉 (高張性・中性・高温泉)
- 3 温泉ゆう出地の泉温 54.9℃ (調査時における気温 6.5℃)
- 4 浴用に供する場所における温泉の温度 40℃から42℃
- 5 本泉1kg中に含有する成分及び分量 (mg)

成分	分量 (mg)	備考
陽イオン		
リチウムイオン [Li ⁺]	0.40	
ナトリウムイオン [Na ⁺]	3455	
カリウムイオン [K ⁺]	27.0	
アンモニウムイオン [NH ₄ ⁺]	6.63	
マグネシウムイオン [Mg ²⁺]	6.11	
カルシウムイオン [Ca ²⁺]	455	
ストロンチウムイオン [Sr ²⁺]	7.13	
マンガンイオン [Mn ²⁺]	0.26	
鉄(II)イオン [Fe ²⁺]	0.70	
陽イオン計	3958.23	
陰イオン		
塩素イオン [Cl ⁻]	6001	
臭素イオン [Br ⁻]	52.9	
ヨウ素イオン [I ⁻]	2.01	
炭酸水素イオン [HCO ₃ ⁻]	51.5	
炭酸イオン [CO ₃ ²⁻]	0.12	
メタケイ酸イオン [SiO ₃ ²⁻]	0.25	
メタホウ酸イオン [BO ₂ ⁻]	1.75	
陰イオン計	6109.53	
非解離成分		
メタケイ酸 [H ₂ SiO ₃]	41.3	
メタホウ酸 [HBO ₂]	96.4	
非解離成分計	137.7	
溶存物質計	10.205	g/kg
溶存ガス成分		
遊離二酸化炭素 [CO ₂]	3.88	
溶存ガス成分計	3.88	
成分総計	10.209	g/kg
その他の成分		
総ヒ素	0.01未満	
銅	0.01未満	
鉛	0.01未満	

- 6 温泉の分析年月日 24年 12月 17日
- 7 分析者 分析実施機関の名称及び登録番号
富山県衛生研究所（登録番号:富山-01）
- 8 温泉に水を加えている場合は、その旨及びその理由
加水はしていません。
- 9 温泉を加温している場合は、その旨及びその理由
浴槽内の温度を均一に保つ為に加温しています。
- 10 温泉を循環させている場合は、その旨（ろ過を実施している場合は、その旨を含む。）及びその理由
浴槽内の温度を均一に保つ為と温泉資源の保護・衛生管理の為に循環ろ過装置を使用しています。
- 11 温泉に入浴剤（着色し、着香し、又は入浴の効果を高める目的で加える物質をいう。ただし、入浴する者が容易に判別することができるものを除く。）を加え、又は温泉を消毒している場合は、当該入浴剤の名称又は消毒の方法及びその理由
富山県旅館業法施行法例の衛生に関する基準を満たす為塩素系薬剤を使用しています。
- 12 浴用の禁忌症
- (1) 一般的禁忌症
急性疾患(特に熱のある場合)活動性の結核・悪性腫瘍・重い心臓病・呼吸不全・腎不全・出血性疾患・高度の貧血・その他一般に病勢進行中の疾患・妊娠中(特に初期と末期)
- (2) 泉質別禁忌症
該当なし
- 13 浴用の適応症
- (1) 一般的適応症
神経痛・筋肉痛・関節痛・五十肩・運動麻痺・筋肉のこわばり・うちみ・くじき・慢性消化器病・痔疾・冷え性・病後回復期・疲労回復・健康増進
- (2) 泉質別適応症
きりきず・やけど・慢性皮膚病・虚弱児童・慢性婦人病
- 14 浴用上の注意事項
- (1) 温泉療養を始める場合は、最初の数日の入浴回数を1日当たり1回程度とすること。その後は、1日当たり2～3回までとすること。
- (2) 温泉療養のための必要期間は、概ね2～3週間を適当とすること。
- (3) 温泉療養開始後概ね3日ないし1週間前後に、湯あたり（湯ざわり又は浴湯反応）が現れることがある。「湯あたり」の間は入浴回数を減じ、又は入浴を中止し、湯あたり症状の回復を待つこと。
- (4) 以上のほか、入浴には次の諸点について注意すること。
- ア 入浴時間は、入浴温度により異なるが、初め3分ないし10分程度とし、慣れるにしたがって延長してもよい。
- イ 入浴中は、運動浴の場合は別として一般には安静を守る。
- ウ 入浴後は、身体に付着した温泉の成分を水で洗い流さない。（湯ただれを起ししやすい人は、浴後真水で身体を洗うか、温泉成分を拭き取るのがよい。）
- エ 入浴後は湯冷めに注意して一定時間の安静を守る。
- オ 次の疾患については、原則として高温浴（42℃以上）を禁忌とする。
- (ア) 高度の動脈硬化症
- (イ) 高血圧症

(ウ) 心臓病

- カ 熱い温泉に急に入るとめまい等を起こすことがあるので、十分注意すること。
- キ 食事の直前・直後の入浴は避けることが望ましい。
- ク 飲酒しての入浴は特に注意を要する。

15 禁忌症・適応症決定年月日

平成25年1月17日

富山県

様式第17号(1)(第13条関係)

- 1 源泉名 ひみ阿尾の浦温泉
- 2 泉質 ナトリウム塩化物泉(高張性・中性・高温泉)
- 3 温泉ゆう出地の泉温 54.9 °C(調査時における気温 6.6°C)
- 4 浴用に供する場所における温泉の温度
- 5 本泉1kg中に含有する成分及び分量(mg)

成分	分量(mg)	備考
陽イオン misaki 陽イオン計		
陰イオン 陰イオン計		
非解離成分 非解離成分計		
溶存物質計		
溶存ガス成分 溶存ガス成分計		
成分総計		
その他の成分 総ヒ素		

6 温泉の分析年月日 年 月 日

7 分析者 分析実施機関の名称及び登録番号

8 温泉に水を加えている場合は、その旨及びその理由

9 温泉を加温している場合は、その旨及びその理由

10 温泉を循環させている場合は、その旨(ろ過を実施している場合は、その旨を含む。)及びその理由

11 温泉に入浴剤(着色し、着香し、又は入浴の効果を高める目的で加える物質をいう。ただし、入浴する者が容易に判別することができるものを除く。)を加え、又は温泉を消毒している場合は、当該入浴剤の名称又は消毒の方法及びその理由

12 浴用の禁忌症

(1) 一般的禁忌症

(2) 泉質別禁忌症

13 浴用の適応症

(1) 一般的適応症

(2) 泉質別適応症

14 浴用上の注意事項

(1) 温泉療養を始める場合は、最初の数日の入浴回数を1日当たり1回程度とすること。その後は、1日当たり2～3回までとすること。

(2) 温泉療養のための必要期間は、概ね2～3週間を適当とすること。

(3) 温泉療養開始後概ね3日ないし1週間前後に、湯あたり(湯ざわり又は浴湯反応)が現れることがある。「湯あたり」の間は入浴回数を減じ、又は入浴を中止し、湯あたり症状の回復を待つこと。

(4) 以上のほか、入浴には次の諸点について注意すること。

ア 入浴時間は、入浴温度により異なるが、初め3分ないし10分程度とし、慣れるにしたがって延長してもよい。

イ 入浴中は、運動浴の場合は別として一般には安静を守る。

ウ 入浴後は、身体に付着した温泉の成分を水で洗い流さない。(湯ただれを起こしやすい人は、浴後真水で身体を洗うか、温泉成分を拭き取るのがよい。)

エ 入浴後は湯冷めに注意して一定時間の安静を守る。

オ 次の疾患については、原則として高温浴(42℃以上)を禁忌とする。

(ア) 高度の動脈硬化症

(イ) 高血圧症

(ウ) 心臓病

カ 熱い温泉に急に入るとめまい等を起こすことがあるので、十分注意すること。

- キ 食事の直前・直後の入浴は避けることが望ましい。
- ク 飲酒しての入浴は特に注意を要する。

15 禁忌症・適応症決定年月日
年 月 日